



# 目次

|                   |   |
|-------------------|---|
| 財稅の新政策.....       | 1 |
| 顧客サービスの事例.....    | 2 |
| クレストン国際のニュース..... | 3 |
| 同僚の勤続年数.....      | 4 |

百福潤、財稅サービスに専念して20年間

**ミッション:**

専門知識で顧客に価値を高め、尊敬される財稅顧問になる

**ビジョン:**

財稅サービス業をリードし続け、100年先まで生き延びる

**価値観:**

いつまでも顧客を中心に据え、専門的、正直、高能率



上海



青島

1. 小型薄利企業・個人事業者の発展を支援するため、財政部、国家税務総局は「小型薄利企業・個体工商户向けの所得税優遇政策に関する公告」（財税〔2023〕第6号）を公布し、以下のように規定している。

(1) 小型薄利企業の年間課税所得額が100万元を超えない部分について、25%で課税所得に計上し、20%の税率で企業所得税を徴収する。（所得税実効税率が5%となる）

(2) 個人事業者の年間課税所得額が100万元を超えない部分について、現行の優遇政策に加えて、個人所得税を半額で徴収する。

(3) 本公告で言う小型薄利企業とは、国が制限・禁止していない業種に従事して、しかも年間課税所得が300万元以下・従業員数が300人以下・総資産が5000万元以下という3条件を満たす企業を指す。

(4) 本公告の施行期間は、2023年1月1日から2024年12月31日までとする。

2. 小型薄利企業の発展を促進するため、財政部は「障害者就業保障金優遇政策の継続実施に関する公告」（財政部【2023】8号）を公布し、以下のように規定している。

(1) 障害者就業保障金の段階的軽減政策を継続して実施する。そのうち、身体障害者が在籍従業員総数に占める割合が1%以上に達し、所在地の省・自治区・直轄市の人民政府の規定している割合を下回る場合、使用者は規定によって納めるべき納付額の50%で障害者就業保障金を納める。身体障害者が在籍従業員総数に占める割合が1%を下回る場合、使用者は規定によって納めるべき納付額の90%で障害者就業保障金を納める。

(2) 従業員数が30人以下の企業は、引き続き障害者就業保障金の納付を免除される。

(3) 本公告の施行期間は2023年1月1日から2027年12月31日までとする。本公告に規定された減免条件を満たすが、既に障害者就業保障金を納付した使用者は、規定によって払い戻しを申請することができる。

3. 企業の研究開発投資の増加をさらに促し、科学技術のイノベーションをより一層支援するため、財政部、国家税務総局は「研究開発費の税引き前加算控除政策のさらなる改善に関する公告」（財税【2023】第7号）を公布し、以下のように規定している。

(1) 企業の研究開発活動において実際に発生した研究開発費について、無形資産を形成しなく、当期損益に計上された場合、規定に基づいて控除した上で、2023年1月1日より実際発生額の

100%を税引き前控除する。無形資産を形成する場合、2023年1月1日より無形資産原価の200%によって減価償却を行うことが認められる。

(2) 企業が研究開発費用の加算控除政策を享受する他の政策の要求及び管理要求は「研究開発費税引き前加算控除政策の改善に関する財政部・税務総局・科技部の通知」（財税〔2015〕119号）、「企業が海外に委託する研究開発費用の税引前加算控除政策の問題に関する財政部・税務総局・科技部の通知」（財税〔2018〕64号）などの文書に基づいて執行される。

(3) 本公告は2023年1月1日から施行される。「研究開発費税引前加算控除政策の更なる改善に関する財政部・税務総局の公告」（財政部・税務総局公告2021年第13号）、「科学技術型中小企業の研究開発費税引き前加算控除率の更なる引き上げに関する財政部・税務総局・科技部の公告」（財政部・税務総局・科技部公告2022年第16号）、「科学技術のイノベーションを支援する税引前控除政策の更なる強化に関する財政部・税務総局・科技部の公告」（財政部・税務総局・科技部公告2022年第28号）は同時に廃止される。

4. 物流業界の健全な発展を促進するため、引き続き物流企業大口商品倉庫施設用地の城鎮土地使用税優遇政策を実施する。財政部・国家税務総局は『物流企業大口商品倉庫施設用地の城鎮土地使用税優遇政策の継続実施に関する公告』（財税【2023】5号）を公布し、以下のように規定している。

(1) 2023年1月1日から2027年12月31日まで、物流企業が所有（自家用と賃貸を含む）または賃借する大口商品倉庫施設用地に対して、所属する土地等級に適用される税額基準の50%で城鎮土地使用税を徴収する。

(2) 物流企業のオフィス、生活区域の用地及び直接に大口商品の倉庫に使われない土地について、本公告の規定する減税範囲に属せず、規定により城鎮土地使用税を徴収しなければならない。





## 財税サービスの事例

**背景:**ある製造業企業の経営者が友人と税務の話をしていたところ、友人の経営状況は自分と似ているのに、税負担は自分よりずっと低いことに気づいた。「私たち企業を経営するものは、何でもわかる必要はありませんが、わかる人を使って、プロの仕事をプロの人に任せなければなりません。」と友人は率直に言った。同経営者は友人の紹介で、税務コンサルティング・計画のサービスを提供している百福潤に助けを求めた。

**サービスの経緯:**会社の推定年間所得が5,000万円で、3,500万円分の材料は増値税専用発票を取得できるが、750万円分の材料は増値税専用発票を取得できないという状況を、百福潤は経営者と深く交流して把握した。百福潤は真剣に考えた上で、合理的な分割方式を採用することを提案した。すなわち、企業の業務を三つに分け、三つの会社主体を通じて業務を運営し、人員も三つの会社に配置する。分割することによって、会社は税制上の優遇措置を享受することができ、節税率が46.15%に達する。

## ご案内

税は、どんな企業でも無視できない客観的な存在である。金税4期の登場に伴い、コンプライアンス経営は企業発展の重要なポイントとなって、専門的かつ合理的な税務計画は多くの企業が直面する課題になっている。

税務計画は、企業の経済行動パターンの変更・分解・変換・再編成のプロセスの最適化、経済所得の計画・分解、各種経済コストの細分化、科学的な設計・レイアウト・最適化・計画などを通じて企業の収支行動の規範化を図り、企業の需要を満たす。

## *Kreston* 最近のイベント

会員事務所同士の交流と提携を促進するため、クレストンは近頃下記のイベントを開催した。

1. Kreston GlobalはIAB世界調査ランキングで13位を維持している。Kreston Globalは着実な成長を続け、2022年の売上高が4%増となった。

Kreston Global CEOのLiza Robbins氏は、「私たちがグローバルランキングを維持することを嬉しく思いますが、私たちの焦点は、グローバルランキングよりも企業に真の利益を提供し、企業の成長と繁栄を支援することにあります」とコメントしている。



2. Kreston ATC ChileはKreston Globalに新しく参加した会社である。

同社は、チリと海外の国内企業・国際企業に外部・内部監査、税務関連、リスクコンサルティング、証拠収集、給与計算、会計などのサービスを提供している。首都のサンディエゴに本社を置く同社は、安永とRSM関連のバックグラウンドを持つ経験豊富なパートナーに率いられ、主に北米、ヨーロッパ、アジアの事務所に報告している。



**程晓娜**  
 運営サポート部  
 中級会計士  
 入社10周年

**座右の銘：**

幸運は勤勉な人についていくもの。



**張慧**  
 顧客開発部  
 入社5周年

**座右の銘：**

努力すれば、いつか必ず目標が達成する



**邵智馨**  
 税還付部  
 入社4周年

**座右の銘：**

道は自分で歩むもので、チャンスは自分で作るものだ。



**李春英**  
 大口顧客部  
 入社4周年

**座右の銘：**

無駄な努力もなければ、偶然の成功もない。



**孫豪豪**  
 欧米二部  
 入社4周年

**座右の銘：**

何事も初めは取り組むものであるが、最後までやり通す者は少ない。

百福潤財税は2003年の初めに創立され、国内や外国資本の企業に財税のアウトソーシング、法律、監査及びビジネスサービスを提供することに力を注いできた。弊社は顧客に高品質の財税サービス及びカスタマイズのソリューションを提供し、顧客の異なる要望に答えると同時に、顧客と相互信頼及び長期の提携パートナー関係を築くことを旨とする。

2015年、百福潤財税は正式に世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所になった。我々は国内の顧客にサービスを提供できるだけでなく、世界各地の顧客に資源の商談やサービスを提供できる。我がチームの特徴は、国際的な視野と本土資源である。

**業務内容：**

- 財税サービス：** 通年の財税コンサルティング、財税のアウトソーシング、納税計画、輸出税還付、合併買収・再編、譲渡の価格設定、税務講座
- 法律関連サービス：** 日常の法律関連諮問、法律のデューディリジェンス、契約書の審査、コンプライアンス審査、知的財産権の保護、法的雇用関係
- 監査サービス：** 内部統制の特別監査、財務諸表の監査、財税のデューディリジェンス、資産評価、出資検証
- ビジネスサービス：** 内資と外資の企業登録、登記事項の変更、企業の清算と抹消、人事のアウトソーシング

**連絡先**

**中国 上海事務所**

浦東新区東方路710号湯臣金融大厦1612室

電話番号： +86-21 6876 9886

メールアドレス： cpash@brighture.com



**中国 青島事務所**

市南区福州南路87号福林大厦A座602室

電話番号： +86-532 8597 9808

メールアドレス： cpaqd@brighture.com



**免責条項：**【百福潤財税】短報の内容はご参考として閲覧頂き、詳細は関係の法規及び現地の行政機関の判定結果を基準とする。

\*百福潤財税は20年以上の経験をもって、内資や外資企業に財税・法律・監査・ビジネスサービスを提供している。世界第13位の国際的会計事務所ネットワークであるクレストン・インターナショナルの会員事務所として、国際的な視野と本土資源をもって、ワンストップの財税ソリューションを提供する。老舗ブランドだからこそ、安心できる。